

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和5年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務
②事務の概要	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦に対して次の資金の貸付を行い、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進する。</p> <p>【資金種類(12種類)】 ①事業開始資金 ②事業継続資金 ③技能習得資金 ④修業資金 ⑤就職支度資金 ⑥医療介護資金 ⑦生活資金 ⑧住宅資金 ⑨転宅資金 ⑩結婚資金 ⑪修学資金 ⑫就学支度資金</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ①資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付(特定個人情報)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の43項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>〔情報提供〕番号法別表第2 26、30、87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条</p> <p>〔情報照会〕番号法別表第2 63の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局こども福祉部こども家庭福祉課
②所属長の役職名	こども家庭福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市 総務局 行政管理部 法制課 情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市 こども局 こども福祉部 こども家庭福祉課 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	I 5②所属長	②子ども支援課長 池田 賀一	②子ども支援課長 松井誠	事後	所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
	II 1. いつ時点での計数か	平成29年3月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	平成29年8月30日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	子ども支援課長 松井誠	子ども支援課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年7月22日	II 1. いつ時点での計数か	平成30年5月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	平成30年4月1日時点	平成2年4月1日時点	事後	
令和3年12月28日	II 1. いつ時点での計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年3月15日	II 1. いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月15日	II 2. いつ時点での計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年8月18日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	健康福祉局子ども未来部子ども支援課	こども局こども福祉部こども家庭福祉課	事後	
	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	子ども支援課長	こども家庭福祉課長	事後	
	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	熊本市 健康福祉局 子ども未来部 子ども支 援課	熊本市 こども局 こども福祉部 こども家庭福 祉課	事後	
	II 2. いつ時点での計数か	令和4年4月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	